

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第8号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(調整額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額<u>の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額<u>の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p>	<p>(調整額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(3) <u>勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>4 <u>前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（県職員給与条例別表第1、別表第3若しくは別表第4のイの給料表又は学校職員給与条例別表第3の給料表の適用を受ける職員で、それぞれ当該各給料表の備考の3の規定により読み替えて適用される備考の2の規定により加算を受けるものにあつては、当該加算額を加えた額）。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第3条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第75号）附則第7条の規定による給料を支給される職員に関する前条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第75号）附則第7条の規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。</u></p> <p><u>第4条 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号。以下「令和3年改正条例」という。）附則第9条の人事委員会規則で定めるものは、令和3年改正条例の施行の日（以下「令和3年改正条例施行日」という。）の前日から引き続き県職員給与条例第7条の規定により給料の調整を行う職を占める職員で、令和3年改正条例施行日以降のその者に係る調整基本額が令和3年改正条例施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額（次項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</u></p> <p><u>2 令和3年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める額は、令和3年改正条例施行日以降のその者に係る調整基本額と基準額の差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（端数計算）</u></p>

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>別表第2 略</p>	<p><u>第3条</u> 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「<u>応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）</u>」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「<u>掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）</u>」とする。</p> <p>別表第2 略</p> <p><u>別表第3 調整基本額表（第2条関係）</u></p> <p>ア 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="1160 1066 2022 1383"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>8,200円（県職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあつては、8,400円）</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>8,700円（県職員給与条例別表第1の備考の2</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1級	5,600円	2級	6,500円	3級	7,700円	4級	8,200円（県職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあつては、8,400円）	5級	8,700円（県職員給与条例別表第1の備考の2
職務の級	調整基本額												
1級	5,600円												
2級	6,500円												
3級	7,700円												
4級	8,200円（県職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあつては、8,400円）												
5級	8,700円（県職員給与条例別表第1の備考の2												

改正前	改正後	
		に定める職員にあつては、8,900円)
	6 級	9,500円
	7 級	10,700円
	8 級	11,700円
	9 級	13,200円
	イ 公安職給料表	
	職務の級	調整基本額
	1 級	7,200円
	2 級	7,600円
	3 級	7,700円
	4 級	8,700円
	5 級	9,200円
	6 級	9,600円
	7 級	10,300円
	8 級	11,300円
	9 級	12,300円
	ウ 医療職給料表(二)	
	職務の級	調整基本額
	1 級	5,700円
	2 級	6,500円
	3 級	7,300円
	4 級	7,700円
	5 級	8,500円 (県職員給与条例別表第4のイの備考の2に定める職員にあつては、8,700円)

改正前	改正後	
	6 級	9,700円（県職員給与条例別表第4のイの備考の2に定める職員にあっては、9,900円）
	エ 高等学校等教育職給料表	
	職務の級	調整基本額
	1 級	7,000円
	2 級	8,200円
	特2 級	9,100円
	3 級	9,900円（学校職員給与条例別表第1の備考の2に定める職員にあっては、10,200円）
	4 級	12,500円
	オ 中学校・小学校教育職給料表	
	職務の級	調整基本額
	1 級	6,800円
	2 級	8,100円
	特2 級	8,900円
	3 級	9,700円（学校職員給与条例別表第2の備考の2に定める職員にあっては、10,000円）
	4 級	12,200円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第3項に規定する定年前再任

用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)とみなして、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第4項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第3項及び第4項の規定を適用する。
- 4 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下「給与条例」という。)第7条及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。)第9条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第28号)による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年佐賀県条例第3号)第3条に規定する定年(以下「旧定年」という。)(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新たに設置された職(短時間勤務の職(改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)を含む。)及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢)に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額(前2項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する改正後の規則第2条第4項の規定により適用される調整基本額をいう。次項において同じ。)が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数(前2項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する改正後の規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数をいう。)を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する改正後の規則第2条第3項第2号に定める数を、同項第1号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(施行日前に改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第30号)による改正前の給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第36号)第1条の規定

による改正前の学校職員給与条例（次号において「令和5年旧給与条例等」という。）及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該各号に掲げる場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和5年旧給与条例等及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第2条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例等及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）